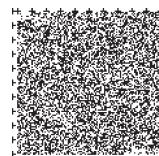
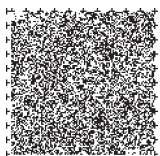

第4章 障害福祉サービス確保 のための取組等





第4章 障害福祉サービス確保のための取組等

第1項 障害福祉サービス等の見込量について

1. 障害保健福祉圏域の設定について

○障害のある人の支援にあたっては、市町村間の連携を図り、広域的な視点から各種施策を総合的・計画的に進めるために、次の8つの障害保健福祉圏域を設定します。
(表1及び図1のとおり)。

表1 障害保健福祉圏域と構成市町村一覧

圏域名	構成市町村
和歌山市圏域	和歌山市
海草圏域	海南市、紀美野町
那賀圏域	紀の川市、岩出市
伊都圏域	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
有田圏域	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
日高圏域	御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町
西牟婁圏域	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
東牟婁圏域	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

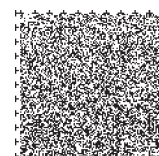


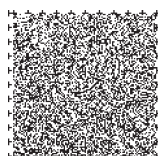
図1 障害保健福祉圏域図



2. 障害福祉サービス等の種類について

・訪問系サービス

居宅介護	入浴、排せつ及び食事等の介護等、居宅での生活全般にわたる援助を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とする人等に、居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行う
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出時に必要な援助等を行う
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人が行動する際に生じ得る危険回避のために必要な支援、外出時に必要な援助を行う
重度障害者等包括支援	意志疎通を図ることに著しい障害があり介護の必要の程度が著しく高い人に、生活全般にわたる援助を行うため複数のサービスを包括的に行う



・日中活動系サービス

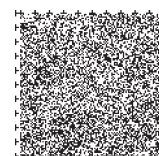
生活介護	常に介護を必要とする人に、事業所で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供する
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のために必要な訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、入浴や排せつ及び食事に関する生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、事業所で、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行う
就労継続支援（A型）	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約を結び、就労の機会の提供や就労に必要な知識を習得するための訓練を行う
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難である人に、日中の作業活動を通して就労体験をし、就労にむけた知識や能力等を習得するための訓練を行う
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行う（平成30年度から開始）
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関でもある事業所で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害福祉施設等において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を実施する
短期入所（医療型）	自宅で介護する人が病気の場合等に、重症心身障害児者等を対象に病院・介護老人保健施設等において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を実施する

・居住支援、施設系サービス

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行う（平成30年度から開始）
共同生活援助	障害のある人に対して、主に夜間に、共同生活を営む住居で相談・入浴・排せつ・食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う
施設入所支援	施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活の支援を行う

・相談支援

計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整を行う
地域移行支援	障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障害のある人等に対し、地域生活移行のための活動に対する相談、障害福祉サービス事業者等への同行支援等を行う
地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う

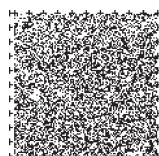


・障害児支援

児童発達支援	障害のある子供を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自立した生活に必要な知識・技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う
放課後等デイサービス	障害のある児童生徒に対し、放課後や長期休暇中において日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに放課後等の居場所づくりを推進する
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童生徒が集団生活に適応することができるよう、障害のある児童生徒や保育所などのスタッフに対し専門的な支援を行う
居宅訪問型児童発達支援	障害のある子供の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う（平成30年度から開始）
障害児相談支援	障害のある子供が、児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに、障害児支援利用計画を見直す（モニタリング）を行う
福祉型障害児入所施設	障害のある子供が入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設
医療型障害児入所施設	障害のある子供が入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行い、治療も行う施設
医療的ケア児コーディネーター	医療的ケア児に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携を図り、医療的ケア児の生活の場に多職種が包括的に関わることができるよう総合調整を行う

3. 障害福祉サービス等の見込量について

- 障害福祉サービス等の見込量（以下「サービス」という。）については、市町村の見込量を基本として定めます。
- サービスの見込量は、一部のサービスを除き、県全体及び障害保健福祉圏域ごとに定めています。
- 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助（グループホーム）については、定員ベースで設定しています。
- 2017年度実績見込みは、和歌山県国民健康保健連合会のデータを基に、2017年4月～10月の実績の平均で算出しています。
- 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助の2017年度の実績見込みは、2018年（平成30年）2月1日時点の定員数となっています。施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の2017年度の実績見込みは、2018年（平成30年）2月1日時点の入所者数となっています。
- 次のページから、県全体及び圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量並びに圏域ごとの現状及び取組内容を記載しています。



○県全体の障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	47,422	49,995	52,092	54,033
	人	2,318	2,467	2,556	2,643

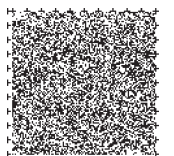
生活介護	人日分	55,058	56,564	57,613
	人	2,428	2,777	2,843
自立訓練(機能訓練)	人日分	203	427	454
	人	13	23	25
自立訓練(生活訓練)	人日分	2,036	2,448	2,568
	人	129	147	154
就労移行支援	人日分	2,923	3,404	3,668
	人	168	192	210
就労継続支援(A型)	人日分	22,003	23,845	25,490
	人	846	1,095	1,184
就労継続支援(B型)	人日分	52,481	56,228	60,260
	人	2,534	3,061	3,279
就労定着支援	人	43	51	64
療養介護	人	261	269	270
短期入所(福祉型)	人日分	2,758	3,057	3,222
	人	249	288	307
短期入所(医療型)	人日分	372	420	454
	人	61	64	69

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人		27	38	52
共同生活援助	人	1,185	1,231	1,277	1,323
施設入所支援	人	1,250	1,243	1,235	1,226
計画相談支援	人	1,199	1,283	1,371	1,463
地域移行支援	人	12	37	53	71
地域定着支援	人	50	86	107	136

児童発達支援	人日分	10,235	10,892	11,503	12,159
	人	777	866	915	966
放課後等デイサービス	人日分	16,700	18,168	19,601	21,229
	人	1,292	1,390	1,500	1,626
保育所等訪問支援	人日分	34	89	109	131
	人	28	61	77	93
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	43	71	99	
	人	13	26	42	
障害児相談支援	人	256	276	315	360
福祉型障害児入所施設	人	74	80	80	80
医療型障害児入所施設	人	31	32	32	32
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人		3	4	8

※障害者支援施設及び障害児入所施設の入所定員総数

種類	単位	2018年度	2019年度	2020年度
障害者支援施設	人	1,253	1,253	1,253
障害児入所施設	人	493	493	493



第2項 障害保健福祉圏域毎のサービス見込量等

〈和歌山市圏域〉

【構成市町村】	和歌山市
【面積】	208.84 km ²
【人口】	360,713人（平成29年4月1日現在）
【高齢化率】	29.2%（平成29年1月1日現在）

当圏域は、県北西部にあって、北は和泉山脈、西は紀淡海峡に面し、紀の川の河口に位置し、県下最大の都市地域が形成されています。圏域人口は、県人口の約3分の1を占めており、高齢化率は、県平均30.9%を若干下回っている状況です。

1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

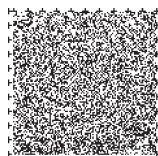
- 当圏域では、児童発達支援、短期入所、自立訓練、グループホームを提供する事業所は不足しており、今後整備が必要です。
- 障害のある子供のサービスについては、通所支援事業所は増えていますが、短期入所を提供する事業所は依然として少なく、医療的支援の提供サービスについても不足しており、充実を図っていく必要があります。
- 精神障害のある人に対するサービスとしては、精神科医療機関デイケアの実施や、障害福祉サービス事業所の通所利用も進み充実してきました。さらに地域活動支援センターでの取組みや保健所内でのドロップインコーナー（※）への通所などにより、日中の居場所や生活訓練の場を提供しています。また、福祉施設との連携により当事者同士の交流や地域での社会参加活動を促進しています。

〔相談支援〕

- 自立支援協議会を設立後10年が経過し、地域課題や協議会の運営に関して課題が散見されるようになったため、より効率的な運営が求められます。
- 委託相談支援事業所が市内に6か所（平成29年8月現在）あり、地域で身近に相談できる体制ができています。今後は、より高度な課題に対応できるよう、相談体制のさらなる強化に努めます。
- 障害のある子供の保護者を対象に子ども・女性・障害者相談センター、保健所、福祉事務所が連携して、療育に関する相談や指導、各種療育講座を実施し、保護者の不安の軽減に努めています。ニーズの高まりに応じ今後もさらなる充実が必要です。
- 乳幼児健診をきっかけに障害を早期に発見するとともに、発達相談員や保健師などが連携して、保護者の相談支援に取り組んでいます。

〔発達障害のある人、障害のある子供に対する支援〕

- 教育現場では、特別支援教育基礎・基本研修や特別支援教育専門研修等を実施することで、教員の専門性を高め、今後の実践に生かしていく取組を行っています。



- 子供の障害特性を丁寧に把握し、どの学びの場が適当であるかを判断する教育支援（就学指導）を行っています。また、支援のあり方や校内の支援体制の整備にむけての助言を行うため、特別支援教育専門員による巡回支援訪問を実施しています。

〔就労支援〕

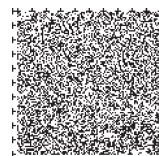
- 公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センター等と連携して雇用の促進及び啓発活動を行っています。また、9月の障害者雇用支援月間には障害のある人の雇用促進のため事業主向けにリーフレットの送付や、街頭での啓発活動を行っています。
- 障害のある人の雇用を促進するため、関係機関との連携を強化し、啓発活動を推進するとともに、既存の補助制度の周知及び新たな補助制度の充実に取り組む必要があります。

〔その他〕

- 学校では、障害特性に合った支援や配慮を行うために支援員や介助員を配置していますが、十分とはいえません現状です。
- 障害のある人に対する住宅供給は、肢体障害のある人向けをはじめ、ニーズに応じた障害のある人に向けた住宅供給を進めていますが、今後もニーズは増大傾向にあり、さらなるバリアフリー住宅を供給する必要があります。
- 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害のある人の社会復帰には、再犯の防止等特別の配慮が必要であり、地域で自立した生活が送れるような支援体制の強化が求められています。

※ドロップインコーナー

「ドロップイン」とは、「ふらっと立ち寄る」という意味で、市保健所内に設置しています。主に統合失調症を中心とした精神障害のある人が通所しながら、生活リズムの改善や対人関係障害等に対して、ゆるやかなリハビリテーションを行い、同じ悩みを持つ仲間との交流を図り、安定した社会生活を目指しながら生活訓練を行っています。



2 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

（1）身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡・音声 言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
1,228	1,932	9,545	4,941	17,646
6.9%	11.0%	54.1%	28.0%	100.0%

（2）療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
524	645	834	1285	3,288
15.9%	19.6%	25.4%	39.1%	100%

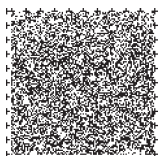
（3）精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
229	1,178	994	2,401
9.5%	49.1%	41.4%	100.0%

3 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	20,054	20,451	20,980	21,389
	人	888	939	969	1,001
生活介護	人日分	14,694	14,851	15,010	
	人	668	770	778	787
自立訓練(機能訓練)	人日分	120	135	140	145
	人	6	8	9	10
自立訓練(生活訓練)	人日分	538	783	820	860
	人	38	47	49	52
就労移行支援	人日分	1,038	1,056	1,174	1,274
	人	64	63	70	76
就労継続支援(A型)	人日分	8,147	8,967	9,878	
	人	358	408	449	494
就労継続支援(B型)	人日分	18,189	20,383	22,751	
	人	923	1,037	1,162	1,297
就労定着支援	人	5	7	10	
療養介護	人	91	94	95	97
	人日分	503	526	547	568
短期入所(福祉型)	人	76	77	80	83
	人日分	42	50	50	50
短期入所(医療型)	人	9	10	10	10

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人	5	7	10	
共同生活援助	人	251	259	268	278
計画相談支援	人	332	388	441	497
地域移行支援	人	1	8	16	24
地域定着支援	人	15	30	44	66
児童発達支援	人日分	2,964	3,157	3,444	3,767
	人	241	261	288	320
放課後等デイサービス	人日分	6,007	6,422	7,090	7,828
	人	523	551	608	672
保育所等訪問支援	人日分	8	15	25	35
	人	8	15	25	35
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	2	10	20	
	人	2	10	20	
障害児相談支援	人	55	68	78	89
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人	0	1	1	



4 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害の特性を理解したホームヘルパーの確保に継続して努めます。また、利用しやすい体制にするため、事業所の拡大に努めます。
- 短期入所について、医療的支援が必要な子供の受入先を確保するため、医療機関などへ事業の実施を働きかけます。また、利用しやすい体制にするため、事業所の拡大に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

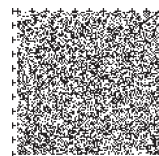
- 基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を整備し、自立支援協議会との連携により、支援方針の共有や、地域の支援体制の構築を図ります。
- 相談支援の充実を図るため、地域福祉活動を行う関係者と連携するとともに、相談業務を担う人材の養成や資質の向上を図ります。

〔発達障害のある人、障害のある子供に対する支援〕

- 不安を抱えている保護者に対してきめ細かな支援ができるよう、医療・福祉・行政等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。
- 障害のある子供を育てている親同士で相談や情報交換を行う機会の充実を図ります。
- 特別支援教育基礎・基本研修や特別支援教育専門研修等の実施により、教員の専門性を高め、今後の実践に活かしていく取組を行います。
- 保育所・幼稚園・こども園、学校、保護者等の連携により、子供の発達障害を早期に発見し、早期療育へつなげます。また、発達障害のある子供の個別の支援のあり方について幼稚園・保育所・こども園等に助言するため、巡回訪問を継続して実施します。
- 子供の障害特性を丁寧に把握し、どの学びの場が適切であるかを判断する教育支援（就学指導）を行います。また、支援のあり方や校内の支援体制の整備にむけて助言を行うため、特別支援教育専門員による巡回支援訪問を実施します。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 障害者就業・生活支援センターの機能を強化し、法定雇用率未達成企業等に対して障害者雇用に関する啓発活動を行うとともに、街頭での啓発活動を継続して行います。
- 民間企業や事業主に対して、助成制度等の障害のある人の雇用に関する情報等を広報誌やメールで提供し、雇用の場の拡大や障害のある人が働きやすい環境の整備を促進します。



〔精神障害のある人の地域生活支援体制の充実〕

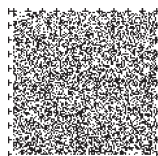
- 自立支援協議会に設置している「精神障害者部会」において、精神障害のある人の地域移行の促進や地域生活支援の充実を図ります。今後は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組みます。
- 精神障害のある人が地域で安心して生活が送れるよう、グループホーム等の充実に努め、地域生活を支援します。
- 精神保健福祉士を配置した2か所の地域活動支援センターにおいて、福祉サービスが円滑に利用できるよう相談支援を行います。また、病院と患者との交流機会の確保を図りながら、ピアサポーターの充実に努めます。
- 退院後の日中活動の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援などの日中活動系サービスをはじめ、地域活動支援センターにおける支援の充実を図ります。また、保健所内に設置しているドロップインコーナーなどにより日中活動の場を提供し、当事者同士の交流や社会参加を促進します。
- 精神障害者団体や精神障害者家族会と連携しながら、精神障害のある人に対する地域の理解の促進のための普及啓発活動を行います。

〔地域における居住の場の確保〕

- 施設整備に関する補助事業等の活用を、事業所に働きかけて、グループホームの新規開設を促進します。
- 市営住宅を建設する際、バリアフリー化に加え、中層以上の住宅にはエレベーターを設置するなど、障害のある人に配慮した住宅整備を進めます。
- 在宅の重度身体障害のある人（約690名）が、日常生活の基礎となる住宅の改造、改修に必要な経費を助成します。

〔社会参加の環境づくり〕

- 手話通訳者や要約筆記者の派遣する体制の充実を図るため登録制度を設けています。また、要約筆記者については、和歌山要約筆記会及び和歌山パソコン要約筆記Friends 9に委託しています。
- 障害のある人の意思疎通を支援するため、コミュニケーションボード（窓口用、個人用）、どこでも手話電話サービス事業、代読代筆ヘルパー派遣事業等を行います。
- 和歌山市肢体障害者協会主催のグランドゴルフ大会の開催を支援し、スポーツレクリエーションの機会の充実を図ります。
- 福祉施設や社会福祉法人による地域の祭りの開催を支援し、障害のある人とない人が交流する機会の拡大を図ります。
- 地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会復帰を目指した支援を行います。



<海草圏域>

【構成市町村】	海南市、紀美野町
【面積】	229.40km ²
【人口】	59,566人（平成29年4月1日現在）
【高齢化率】	33.5%（平成29年1月1日現在）

当圏域は、県最北部に位置しており、県人口に占める割合は約6.3%と圏域人口としては最も少なくなっています。高齢化率は、県平均30.9%を上回る状況で、中でも紀美野町の高齢化率は県下第4位の高位であり、町の75%を山間地が占め、全域が過疎地域に指定されている状況です。

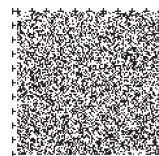
1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス〕

- 障害福祉サービスについては、就労移行支援等の事業所が圏域になく、他の圏域の事業所を利用しています。また、山間部は事業所が少なく、地域によって事業所数に偏りがあります。
- 居宅介護サービスや重度訪問介護サービスについては、圏域内に17事業所あります（平成29年9月現在）が、立地に偏りがあります。山間部では、事業所が少なく、交通が不便なことから、他圏域の事業所を利用している場合もあります。今後、障害のある人やその家族の高齢化により、さらにサービスの需要が増加することが予想されるため、さらなる充実を図っていく必要があります。
- グループホームは、圏域内には、6事業所（14住居）あります（平成29年9月現在）。障害のある人が、地域で自立するための居住の場として利用されています。今後、福祉施設や病院から地域に移行する障害のある人が増え、グループホームが、地域で障害のある人の受け皿として、十分に機能するように整備を図る必要があります。
- 高齢の方については、介護保険サービスを優先的に利用して地域で生活しています。また、障害福祉サービスも併せて利用している方や訪問看護を利用している方もいます。住み慣れた地域で生活を継続していくためには、福祉と介護、医療の連携がますます必要になっています。

〔相談支援〕

- 相談支援体制としては、圏域市町が共同で相談支援事業を3事業者に委託して実施しています。また、圏域内の事業者と行政機関を中心とした自立支援協議会に相談支援専門部会を設けています。切れ目のない支援を目指し、福祉、保健、医療、教育、労働等とのネットワークの構築・連携を支援していく必要があります。



〔発達障害のある人に対する支援〕

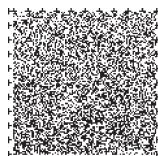
- 発達障害の早期発見のため、各市町で乳幼児健診の充実を図るとともに、発達相談員による相談事業を行っています。また、保健所では、小児科医師による発達相談を実施しており、市町等との連携により早期対応に努めています。
- 障害受容に至るまでの家族の様々な気持ちに寄り添いながら、早期発見から適切なサービスにつなげられるような支援体制を図る必要があります。

〔就労支援〕

- 障害のある人の一般就労を促進するために、就労移行支援、就労継続支援サービスの充実だけでなく、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携の強化が必要です。

〔その他〕

- 事業者によって地域住民も参加するイベントが開催され、交流が行われています。
- あいサポーター研修等を行い、地域住民の障害理解の促進やボランティアの養成を行っています。
- 施設等のバリアフリー化については公共施設を中心に進めていますが、心のバリアフリー化については一層の取組が必要です。施設の立地に関しては、引き続き広報・啓発活動を行い、地域住民の理解を深めていく必要があります。
- 市民や団体等を対象とした障害者差別解消法に関する出前講座の開催や、中学生を対象にバリアフリー体験を実施し心のバリアフリーを目指しています。



2 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

（1）身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡・音声 言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
268	600	2,430	1,134	4,432
6.1%	13.5%	54.8%	25.6%	100.0%

（2）療育手帳

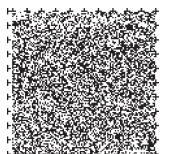
A 1	A 2	B 1	B 2	合計
113	97	144	224	578
19.6%	16.8%	24.9%	38.7%	100.0%

（3）精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
81	326	250	657
12.3%	49.6%	38.1%	100.0%

3 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	3,012	3,313	3,345	3,378
	人	144	148	152	156
生活介護	人日分	3,192	3,376	3,525	184
	人	146	166	176	184
自立訓練（機能訓練）	人日分	33	44	44	44
	人	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日分	111	154	172	193
	人	10	12	13	14
就労移行支援	人日分	125	154	174	219
	人	7	8	9	11
就労継続支援（A型）	人日分	1,124	1,196	1,250	64
	人	45	55	60	64
就労継続支援（B型）	人日分	4,182	4,336	4,552	270
	人	167	247	257	270
就労定着支援	人	3	3	5	
	人	23	23	23	23
短期入所（福祉型）	人日分	215	254	262	271
	人	18	22	23	25
短期入所（医療型）	人日分	40	43	46	50
	人	7	8	9	9
自立生活援助	人	4	7	7	7
	人	73	74	77	79
計画相談支援	人	100	103	106	109
	人	2	2	4	4
地域移行支援	人	0	2	4	4
	人	0	2	4	4
児童発達支援	人日分	587	618	630	632
	人	38	52	54	54
放課後等デイサービス	人日分	733	797	855	935
	人	59	64	68	73
保育所等訪問支援	人日分	1	2	2	2
	人	1	4	4	4
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	1	1	1	2
	人	1	1	1	2
障害児相談支援	人	29	30	33	37
	人	0	0	0	1
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人	0	0	0	1



4 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が高齢になっても、住み慣れた地域社会で生活できるよう訪問系サービスは一層重要となるため、介護保険制度における居宅サービス事業者に、訪問系サービスへの参入を働きかけ、在宅サービスの確保に努めます。
- 自立支援協議会に設置している「地域生活居住部会」では、グループホーム等の居住の場の現状把握に努め、関係機関と情報を共有します。また、課題解決に向け、他の部会と連携を密にとり、地域で安心して生活ができるよう障害のある人の地域生活の充実に図ります。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

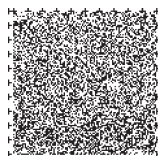
- 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの整備に取り組みます。
- 自立支援協議会に設置している「相談支援専門部会」では、どのような事例にも対応できるため、相談支援専門員の支援技術の向上を目指すとともに、地域で障害のある人を支援していけるよう連携の強化に取り組みます。また、個々の事例の課題を分析・把握し、自立支援協議会で課題の解決に向けて取り組みます。
- 地域資源マップの作成に取り組み、障害のある人のニーズと既存のサービスとのマッチングを行い、よりよい生活ができる体制の充実を目指します。

〔障害のある子供への支援〕

- 圏域内に未設置の児童発達支援センターの開設を事業者等に働きかけます。
- 市町の乳幼児健診や保育所等の健診、保健所の発達相談による早期発見のほか、専門医療機関、子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。
- 障害のある子供について、教育委員会、学校、事業者等関係機関とケース会議を開催し、切れ目のない支援を行います。
- 発達障害等の理解を促進するため、事業者等が行う地域住民への啓発活動を支援します。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 自立支援協議会に設置している「就労部会」において、関係機関等との情報共有を行い、障害のある人の一般就労、福祉的就労を支援します。
- 自立支援協議会「就労部会」の取組
 - ① 関係機関と情報共有・連携を行い、圏域における就労に係る課題を把握し、解決に向けて取り組みます。



- ②就労アセスメントシートを活用した支援や、インターンシップ等の就労体験による就労を実施し、一般就労を推進します。
- ③共同受注窓口を設置し情報発信を行うとともに、病院内の売店での委託販売等により工賃の向上につなげます。
- ④ふれあい福祉フェスティバル等のイベントを関係機関と開催し、障害の理解を深める啓発活動を行います。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

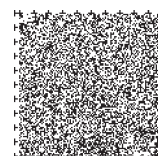
- 自立支援協議会に設置している「精神保健福祉部会」において、当事者を対象としたアンケート調査等を行い、実態把握に努めます。アンケート調査等から得られた結果について、他の部会と情報共有を行い、共通課題については、「圏域の課題」として提案し、課題解決に向けて連携して検討します。
- 中高生向けのパンフレットを作成し、障害への理解を深めるための啓発活動に取り組みます。
- 保健、医療、福祉関係者が情報共有や連携を行い、精神障害のある人が地域で安定した生活を継続していけるように地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- 地域活動支援センターにおいて、地域で生活する障害のある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域社会との交流を促進します。
- 福祉施設や病院からの地域生活への移行を促進するために、グループホーム等の設置を支援し、居住の場の確保に努めます。
- 障害のある人が希望するグループホームに入居できるよう、現状の把握を行います。
- 精神障害のある人が、地域生活を維持できるように、アウトリーチ事業を活用し、保健・医療及び福祉・生活の総合的な支援を行います。
- 共通の悩みや問題を抱える人やその家族が運営している家族会等のセルフヘルプグループが行う活動を支援します。また、ピアサポーターの養成を支援します。

〔地域における居住の場の確保〕

- 事業者働きかけて、グループホームの開設を促進します。
- 障害のある人が地域で受け入れられ安心して生活ができるよう、事業所や団体が行う障害への理解を深めるための啓発活動を支援します。

〔社会参加の環境づくり〕

- 意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。
- 障害への理解だけでなく、障害のある人を取り巻く社会的障壁を取り除き、障害のある人もない人も地域の一員として生活できる社会の実現を図るため、障害者団体と連携して健康まつり等において啓発活動を続けて行います。また、障害者団体と連携して学校等を巡回し、障害について学ぶ機会を設け、心のバリアフリー化に取り組みます。
- 地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会復帰を目指した支援を行います。



〈那賀圏域〉

【構成市町村】 紀の川市、岩出市
【面積】 266.72 km²
【人口】 114,914人（平成29年4月1日現在）
【高齢化率】 26.1%（平成29年1月1日現在）

圏域東部の紀の川市は、和泉山脈や紀伊山地などの豊かな自然に囲まれた中に市街地や田園集落が広がっており、山間部は公共交通の不便な地域となっているため、コミュニティバスを運行しています。岩出市は、和歌山市や泉南地域への交通アクセスに恵まれ、市内には3コースに分かれた巡回バスが運行されています。県全体の高齢化が進む中で、那賀圏域は、県平均30.9%より5ポイント程度低くなっていますが、今後、高齢化が進行すると見込まれます。

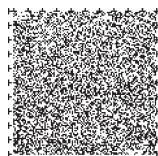
1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス〕

- 障害福祉サービスについては、訪問系サービス、療養介護、児童発達支援の事業所は充実していますが、自立訓練（機能訓練）、行動援護、重度障害者等包括支援については、事業所が不足しています。特に、山間部に住んでいる障害のある人については、近くに事業所がないため希望するサービスを利用することが困難な状況です。
また、就労継続支援A型事業所と放課後等デイサービス事業所数の増加により、サービス内容の質の維持が課題です。
- 入所施設については、障害者支援施設が1か所（平成29年4月現在）ありますが、他圏域の入所・短期入所施設を利用している人も多く、なかには県外の施設を利用している人もいます。
特に、医療的ケアを必要とする障害のある人のための入所・短期入所施設が不足している状況です。
- グループホームは、現在圏域内に4事業所（13住居）（平成29年4月現在）ありますが、ほぼ満室で、他圏域のグループホーム等を利用している状況です。
- 精神障害のある人のサービスの利用状況としては、訪問系サービスの利用は増加していますが、居住支援・施設系のサービスについては、グループホーム等が不足しているため利用できていない状況であり、退院後の地域における居住の場として確保が必要です。

〔相談支援〕

- 地域の相談支援体制としては、両市がそれぞれ基幹相談支援センター事業を委託して実施しており、専門的職員を配置して、相談支援機能の強化を図っています。
- 現在、関係機関と連携し、緊急時の受入体制の整備について検討を行っています。
- 障害のある人の日中の居場所として重要な地域活動支援センターについては、圏域内に2か所（平成29年4月現在）あり、障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流等の促進を図るためのイベント等様々な事業を実施しています。



- 障害のある人の自立を促進するには、当事者が自立に向けた意欲を持ち、自立への課題を明らかにできる場が必要です。また、将来自立した生活を送るため、地域社会で、様々な活動や体験を積むことができる機会を確保することが重要です。このため、地域活動支援センター等において、こうしたサービスの充実が求められています。
- 圏域内の事業者と行政機関を中心に、福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する自立支援協議会については、現在、専門部会として「就労支援部会」、「精神障害専門部会」、「防災部会」、「こども部会（サブ部会として発達支援センター連絡調整会議及び放課後等デイサービス事業所交流会がある。）」及び「人材育成部会（サブ部会として相談支援部会及びケアマネ連携サブ部会がある。）」が活動しています。

〔発達障害のある人に対する支援〕

- 発達障害については、まだ社会の中で十分に理解されておらず、発達障害のある人が適切な支援を受けられていない状況であり、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うための体制整備が必要とされています。
- 地域活動支援センター合同で発達障害者の親の会を運営し、毎月活動しています。また、当事者の余暇活動支援も行っています。今後は、ペアレント・メンター養成や家族会との連携が課題です。

〔障害のある子供に対する支援〕

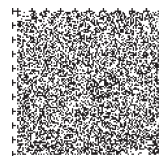
- 就学前の療育支援については、2か所の児童発達支援センターの利用調整を自立支援協議会で行っていますが、児童発達支援事業所との連携や役割分担の検討が必要です。
- 学齢期の療育支援については、放課後等デイサービス事業所と学校との連携や、思春期における課題についての支援を検討する必要があります（例：つなぎ愛シートの活用やスクールソーシャルワーカーとの連携等）。

〔就労支援〕

- 障害のある人の就労支援体制として、圏域内に公共職業安定所（ハローワーク）はありませんが、「ワークプラザ紀の川」があり、求職活動は可能です。
専門的な就労相談窓口は、障害者就業・生活支援センターのみとなっています。また、障害のある人を受け入れる一般企業が少ないため、障害者雇用に対する企業の理解を促進し、雇用の場を開拓することが必要です。

〔その他〕

- 障害のある人の社会参加を促進するための様々なイベントが開催されています。今後とも、障害のある人とない人の交流の場が必要です。
- 防災部会の取組により、日中活動支援の障害福祉サービス事業所における防災マニュアル作成率は90%以上となっており、今後、防災マニュアルの実効性検証や更新の支援が必要です。
- 障害者週間に、圏域の事業所有志で企画するイベントを開催し、障害者の芸術文化活動の発表・啓発の場を設けています。



2 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

(1) 身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡・音声 言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
323	593	3,554	1,539	6,009
5.4%	9.9%	59.1%	25.6%	100.0%

(2) 療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
162	181	255	572	1,170
13.8%	15.5%	21.8%	48.9%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳

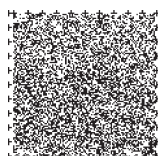
1級	2級	3級	合計
89	348	207	644
13.8%	54.0%	32.2%	100.0%

3 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	4,647	5,473	6,010	6,621
	人	211	247	254	260

生活介護	人日分	4,418	4,890	5,140
	人	178	238	262
自立訓練(機能訓練)	人日分	6	45	67
	人	1	2	3
自立訓練(生活訓練)	人日分	230	170	182
	人	13	9	10
就労移行支援	人日分	405	485	538
	人	26	30	37
就労継続支援(A型)	人日分	3,251	3,727	4,257
	人	135	160	200
就労継続支援(B型)	人日分	4,442	4,820	5,222
	人	214	274	310
就労定着支援	人	3	5	7
療養介護	人日分	17	18	18
	人	17	18	18
短期入所(福祉型)	人日分	207	260	262
	人	22	23	24
短期入所(医療型)	人日分	127	116	138
	人	19	17	19

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人	2	3	4	
共同生活援助	人	83	86	89	
計画相談支援	人	133	140	148	
地域移行支援	人	1	2	2	
地域定着支援	人	1	3	4	
児童発達支援	人日分	1,565	1,599	1,668	
	人	123	123	124	
放課後等デイサービス	人日分	2,865	3,121	3,434	
	人	197	213	235	
保育所等訪問支援	人日分	3	10	11	
	人	3	8	9	
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	3	3	3	
	人	2	2	2	
障害児相談支援	人	16	26	37	
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人	1	1	1	



4 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、障害の特性に応じたホームヘルパーの確保や、在宅サービスの充実に努めます。
- 地域特性に応じたサービスが提供できるよう、日中一時支援等の地域生活支援事業の充実に努めます。
- 障害のある人の日常生活、社会参加を支援するため、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や地域住民との交流の機会の提供、生活訓練等を引き続き実施するとともに活動内容の充実に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、事業者等関係機関との連携のもと、圏域内の緊急の受入体制の整備を進めます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

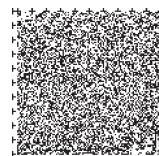
- 両市の相談支援事業所を住民が相互利用できるようにすることにより、相談窓口の充実に図ります。
自立支援協議会では、専門部会で明らかになった課題を共有するとともに、各関係機関が連携して、その解決に向けて検討し、地域の社会資源の開発・改善を行うなど、障害のある人が地域で安心して暮らせるような地域づくりに取り組みます。
- 自立支援協議会に設置している就労支援部会、精神障害専門部会等の専門部会において、個別の課題について議論を深め、全体会議などに施策を提案し、課題解決に取り組みます。また、新たに設置された「こども部会」「人材育成部会」の機能強化に取り組みます。
- 保育所や幼稚園、学校、PTA等の連携により、発達障害の早期発見から早期療育へとつなげるとともに、子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。

〔障害のある子供に対する支援〕

- 児童発達支援センターの利用について、自立支援協議会こども部会サブ部会「児童発達支援センター連絡調整会議」を開き、調整を図ります（平成29年に2か所目の児童発達支援センター開所）。
- 自立支援協議会こども部会サブ部会「放課後等デイサービス事業所連絡会」において、情報交換や研修を実施することで支援の質の向上を図ります。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 自立支援協議会「就労支援部会」を中心に関係機関と連携して障害のある人の就労支援に取り組みます。



- 自立支援協議会「就労支援部会」の取組
 - ①地域で働けるよう、就労及びそれに伴う生活支援等、一般就労支援の強化に向けた体制整備を進めます。
 - ②ケース検討会を通じて、関係機関が情報を共有し、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の充実、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター及び就労移行支援事業所との連携によるトライアル雇用やジョブコーチ等の活用の促進、施設外就労の斡旋、障害者優先調達推進法による共同受注窓口の設置、事業所職員の研修等を通じ障害のある人の就労を支援します。
- 障害のある人の雇用に対する理解を促進するため、就労支援部会の活動及び企業との交流を通じて、啓発活動を行います。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

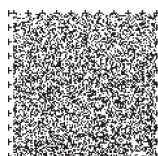
- 自立支援協議会に設置している「精神障害専門部会」において、主として精神障害のある人を支援する相談支援事業所や医療機関、保健所、福祉サービス事業所等と連携し、意見交換・課題の検討等を行い、精神障害のある人に最適な支援ができるよう取り組みます。
- 地域の受入体制を整備するため、地域体制整備コーディネーターと指定一般相談支援事業所が連携・協働して、圏域の現状把握を行い、精神障害のある人が地域生活を継続できるよう支援します。
- 地域活動支援センター事業により、障害のある人の日常生活、社会生活を支援するとともに、ボランティア育成や啓発等を推進します。
- 自立支援協議会において民生委員・児童委員会との学習・交流会を企画するなど、地域の障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行います。

〔地域における居住の場の確保〕

- グループホームの整備を促進するため、新規開設予定事業者等に対し転用可能な公営住宅等の情報提供を行います。
- グループホームの設置について、地域住民の理解を深め、地域の受入体制を整備するために、事業者による地元説明会や講演会の開催、出前講座等の啓発活動を支援します。
- 障害のある人やその家族、また入所施設や医療機関等に対し、地域生活に必要なあらゆる情報の提供に努めます。

〔社会参加の環境づくり〕

- 意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。
- 地域における障害のある人に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を支援するため、スポーツ、レクリエーション、文化活動等を通じて、共生の社会づくりをさらに進めます。
- 福祉サービス事業所や家族の会が「障害者週間」に開催する障害のある人と地域住民の交流イベントの周知について支援を行います。
- 地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会復帰を目指した支援を行います。



〈伊都圏域〉

【構成市町村】	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
【面積】	463.43 km ²
【人口】	86,627人（平成29年4月1日現在）
【高齢化率】	32.3%（平成29年1月1日現在）

当圏域は、県北東部に位置し、大阪府、奈良県との県境を有しています。圏域人口は、年々減少し、高齢化も進行しています。中でも九度山町、高野町の高齢化率は40%を超えており、県平均30.9%を大きく上回っています。

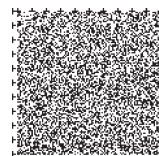
1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

- かつらぎ町、九度山町、高野町の山間部では、事業所不足や交通が不便なことから各種サービスの利用が困難な状況となっています。特に、冬季においては積雪により交通が遮断される地域もあり、利用できるサービスが限定されるため、交通事情も考慮したサービスの提供体制の整備が求められています。
- 障害のある人の地域での居住の場としてグループホームの整備を促進するとともに、障害のある人や障害のある人の家族が地域での自立した生活について十分に理解し、安心できるよう、情報を提供していくことが必要です。グループホームは、圏域内に4事業所（9住居）（平成29年4月現在）設置されており、少しずつ増加しているものの、今後も圏域内における居住の場としてさらなる確保が必要です。
- 精神障害のある人に対するサービス事業所としては、日中活動ができる事業所はほぼ充足していますが、グループホーム等の居住の場や短期入所サービスが不足しています。
- 入所施設は、圏域内に2か所（平成29年4月現在）ありますが、新たな利用希望については、他圏域の入所施設を調整しなければならない状態です。

〔相談支援〕

- 相談支援事業については、圏域の市町が共同で3事業者に委託して実施しています。また、圏域内の事業者と行政機関を中心に、福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する自立支援協議会については、関係機関が情報を共有し、連携して障害のある人を一体的に支援できるようネットワークを構築し、その連携強化に努めています。協議会には、専門部会として「就労支援部会」や「子ども部会」などを設置しています。
- 平成28年度から基幹相談支援センター設立準備会を毎月開催しており、平成30年度の設置に向けて協議しています。



〔障害のある子供に対する支援〕

- 発達障害のある子供の早期発見については市町の保健師が中心となり、4か月健診から3歳児健診までの乳幼児健康診査等で障害の早期発見に努めています。障害のある子供については、医療機関や保育所等における早期療育へとつながるよう早い段階から支援を開始し、学童期には就学指導委員会を通じて教育機関とも連携して支援を行っています。しかし、障害が軽度な子供については、支援が遅くなる傾向にあり、早期対応が今後の課題となっています。

卒業後の社会参加、特に就労も含めた成人期にいたるまでの支援が求められています。

- 各市町が乳幼児健診後に1～2歳児を対象に親子教室を実施しています。また、療育相談や調整会議等で専門の療育施設や地域の保育所での支援について検討しています。
- 放課後等デイサービスの事業所が定期的に連絡会を実施し、情報交換を行っています。

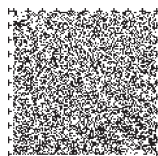
〔就労支援〕

- 就労支援の専門的相談窓口としては、障害者就業・生活支援センターが設置されており、一般就労等について一定の成果をあげています。

今後も障害のある人の雇用の場を拡大し、就労を一層促進するため、障害者雇用に対する企業の理解を深めるとともに、自立支援協議会の就労部会において企業から作業所への仕事の斡旋や、施設外就労の調整などが必要です。

〔その他〕

- 障害のある人の社会参加を促進するため、地域住民と障害のある人が交流の場を持ち、お互いに理解を深めるための啓発活動が必要です。また、物理面のみならず、あらゆる面において地域のバリアフリー化を進めることが必要です。



2 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

（1）身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡・自声 言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
358	695	3,140	1,385	5,578
6.4%	12.5%	56.3%	24.8%	100.0%

（2）療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
111	164	192	350	817
13.6%	20.1%	23.5%	42.8%	100.0%

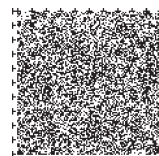
（3）精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
52	315	196	563
9.2%	56.0%	34.8%	100.0%

3 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	3,911	3,868	3,994	4,118
	人	181	179	183	186
生活介護	人日分	4,620	4,707	4,818	
	人	218	238	243	248
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	23	23	23
	人	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	252	291	301	315
	人	20	25	25	26
就労移行支援	人日分	442	464	471	491
	人	23	25	26	27
就労継続支援（A型）	人日分	2,452	2,599	2,599	
	人	85	124	129	129
就労継続支援（B型）	人日分	3,561	3,661	3,725	
	人	185	225	234	240
就労定着支援	人	6	6	8	
療養介護	人	17	15	14	14
短期入所（福祉型）	人日分	201	178	191	199
	人	20	20	22	23
短期入所（医療型）	人日分	42	45	50	55
	人	7	8	9	10

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人	3	3	3	3
共同生活援助	人	74	74	77	79
計画相談支援	人	107	104	109	112
地域移行支援	人	0	3	6	8
地域定着支援	人	0	3	3	3
児童発達支援	人日分	1,404	1,420	1,456	1,491
	人	102	120	124	127
放課後等デイサービス	人日分	1,234	1,031	1,051	1,083
	人	96	85	86	88
保育所等訪問支援	人日分	7	15	17	18
	人	4	9	10	10
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	4	8	8	
	人	1	2	2	
障害児相談支援	人	26	23	26	27
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人	0	0	0	1



4 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、障害の特性に応じたホームヘルパーの確保や短期入所の充実に努めます。
- 障害のある人が高齢になっても住み慣れた地域で生活できるよう、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、事業参入を働きかけ、訪問系サービスの充実に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人の各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

- 自立支援協議会において、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関の連携を深め、地域の課題を共有することにより、総合的な相談支援体制の強化に取り組みます。
また、自立支援協議会のケアマネジメント連携部会で研修を行い、関係機関の連携強化やサービス等利用計画の充実に取り組みます。

〔発達障害のある人に対する支援〕

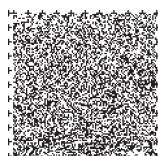
- 自立支援協議会において、関係機関の連携を強化し、早期発見、早期療育へとつなげることができるよう地域の支援体制を整備します。特に支援を必要とする事例について課題を明確にし、その解決策を検討します。
また、子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。

〔障害のある子供に対する支援〕

- 自立支援協議会に設置している「子ども部会」において、圏域の療育支援システムについてフローチャートによる視覚化を行い、圏域全体の共通理解を目指します。
- 放課後等デイサービス事業所が定期的に行っている連絡会に、自立支援協議会子ども部会が参加することで業務を強化し、放課後等デイサービスの充実に努めます。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 自立支援協議会の専門部会「就労支援部会」を中心に関係機関と連携して障害のある人の就労支援に取り組みます。
また、障害者優先調達法における物品の調達について、就労支援部会が共同受注窓口として各事業所へ情報提供を行います。
- 自立支援協議会の就労支援部会では、障害のある人の就労について、現状を十分に把握し、部会参加者の意識向上を確実に図りながら運営を進めます。



- 障害者総合支援法に基づく就労支援サービス以外の事業所も広く参加し、障害のある人の就労に関するネットワークの体制を強化しながら、ニーズや課題について議論し、社会資源の改善・開発や地域の取り組みについて全体会へ提案します。
また、事業所間の情報交換や販路拡大のため、相互に事業所へ販売活動を行います。
- 障害者雇用に対する理解を促進するため、就労支援部会の活動を通じて企業に対し啓発活動を行います。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

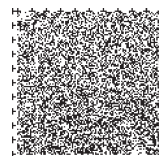
- 退院可能な精神障害のある人が地域で生活できるよう、事業者、医療機関と連携して、住まいや日中活動の場の確保に努めます。
- 精神障害のある人に対する地域の理解を促進するため、障害者相談支援事業者と協働したイベントの開催等啓発活動を行います。
- 自立支援協議会に設置している「精神保健ネットワーク部会」において、圏域の進捗状況を確認し、対象者の事例検討の上で、共通理解を図ります。事例検討から明らかとなった課題を通じてニーズを把握し、解決策等について検討し、関係機関と連携しながら、精神障害のある人の地域生活支援を進めます。
また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を進めます。

〔地域における居住の場の確保〕

- グループホームの整備を図るため、転用可能な公営住宅等の情報提供を行います。
- 事業所や医療機関と連携し、グループホーム等の整備を促進します。

〔社会参加の環境づくり〕

- スポーツ・文化活動等障害のある人と地域の住民との交流事業は、障害のある人の社会的自立に役立つものであり、また地域の障害のある人に対する理解を深める広報・啓発としても非常に重要です。こうした社会参加を支援するため、圏域内市町では、手話通訳者設置、手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員などの派遣や、移動支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業を引き続き実施します。
- 地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会復帰を目指した支援を行います。



〈有田圏域〉

【構成市町村】	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
【面積】	474.86 km ²
【人口】	72,668人（平成29年4月1日現在）
【高齢化率】	31.6%（平成29年1月1日現在）

当圏域は、有田川河口沿いの臨海部に平地が広がり市街地が形成されていますが、後背地は農業地域、圏域東部は山間部となっています。圏域の高齢化率は県平均30.9%を若干上回っており、山間部ではさらに高齢化率が高くなっています。団塊の世代が高齢期に向かうことからさらに高齢化が進むと予想されます。

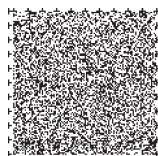
1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス〕

- 居宅介護や重度訪問介護といった訪問系サービスについては、各地域に事業所が確保できており、希望すれば利用可能な状況です。（自立支援医療に係る訪問看護についても同様です）。
一方、圏域内には入所施設がなく、施設入所支援については、他圏域のサービスを利用している状況です。
- グループホームは、圏域内に7事業所（17住居）（平成30年1月現在）ありますが、他圏域での利用も多くなっています。今後、他圏域の施設に入所している障害のある人や退院可能な精神に障害のある人が地域で生活できるようにするためには、圏域内における居住の場としてさらなる確保が必要です。
- 精神障害のある人が利用できる事業所は増えつつありますが、十分とはいえません現状です。また、事業所へのアンケートにおいて、精神障害への対応に困難を感じていることが分かったため、支援従事者に精神障害への理解を深める取組が必要です。
- 障害のある子供が健やかな生活を送るためには、保護者の同意のもと、家庭、学校、病院、行政、障害児支援事業者等が密接に連携をとることが不可欠ですが、障害児支援事業所数が十分と言えない状況です。

〔相談支援〕

- 平成28年4月1日に1市3町の共同委託により、地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターを設置しています。総合的な相談業務（身体・知的・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、市町が委託した相談支援事業者等と連携をし、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着等の業務を行っています。
- 基幹相談支援センターが中核となって運営し、圏域内の事業者、行政機関、福祉、保健医療、療育、就学、就労等の各分野の関係機関で構成する自立支援協議会の活動により、関係機関が情報を共有し連携して、障害のある人を一体的に支援できるネットワークを構築しています。協議会には、専門部会として「就労部会」、「精神障害者部会」、「地域生活支援部会」、「子ども部会」、「権利擁護部会」を設置しています。



〔発達障害のある人への支援〕

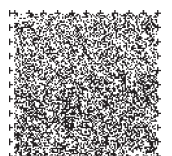
- 発達障害については、家族や支援従事者を含め、社会の中で十分に理解されていないため、障害のある人が適切な配慮を受けられるよう、支援体制の整備が求められています。

〔就労支援〕

- 障害のある人の一般就労を促進し、雇用の場を確保・拡大するため、就労移行支援事業所の増設や、障害福祉サービス利用者の状態に応じた利用事業所サービスから他の事業所サービスへの移行の仕組みの確保、企業の理解を促進する啓発等が必要です。

〔その他〕

- 障害のある人と地域住民との交流は、福祉施設のイベント等を通じて行われており、障害のある人に対する地域住民の理解を促進する啓発の機会、障害のある人の社会参加の機会となっています。



2 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

（1）身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡・音声 言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
373	653	2,821	1,363	5,210
7.2%	12.5%	54.1%	26.2%	100.0%

（2）療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
118	148	182	289	737
16.0%	20.1%	24.7%	39.2%	100.0%

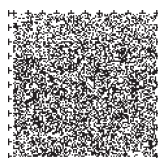
（3）精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
38	246	119	403
9.4%	61.1%	29.5%	100.0%

3 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	3,558	3,803	4,105	4,304
	人	199	220	233	244
生活介護	人日分	3,385	3,533	3,637	
	人	88	176	183	189
自立訓練（機能訓練）	人日分	2	60	60	60
	人	1	4	4	4
自立訓練（生活訓練）	人日分	192	268	287	306
	人	11	14	15	16
就労移行支援	人日分	122	229	229	265
	人	6	13	13	15
就労継続支援（A型）	人日分	911	1,011	1,109	
	人	25	45	50	55
就労継続支援（B型）	人日分	4,519	4,817	5,148	
	人	185	260	277	296
就労定着支援	人	1	2	3	
療養介護	人日分	307	341	371	389
	人	23	27	29	31
短期入所（福祉型）	人日分	33	46	49	49
	人	6	7	8	8

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人	0	0	1	2
共同生活援助	人	95	98	102	106
計画相談支援	人	75	94	101	109
地域移行支援	人	1	6	6	6
地域定着支援	人	1	8	8	8
児童発達支援	人日分	1,802	1,824	1,921	2,029
	人	153	162	170	179
放課後等デイサービス	人日分	1,290	1,396	1,472	1,565
	人	87	95	100	106
保育所等訪問支援	人日分	0	14	15	16
	人	0	4	5	6
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	0	0	4	8
	人	0	0	1	2
障害児相談支援	人	13	16	20	24
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人	0	0	0	1



4 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人の地域での自立した生活を支援するために、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付や貸与、移動支援、成年後見制度利用支援等の充実に努めます。
- 地域活動支援センターにおいて、障害のある人に創作的活動や生産活動、余暇活動、社会との交流の場等を提供し、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人の各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

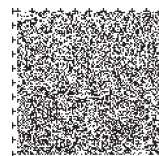
- 自立支援協議会では、障害のある人の自立した社会生活及び日常生活を支援するため、福祉、保健医療、療育、就学、就労等の各関係機関の連携を深め、各ライフステージに応じた各種サービスを総合的に調整する等相談支援機能の充実に努めます。
- 自立支援協議会の運営にあたっては全体会議、運営会議、定例会議、部会会議、個別ケース会議を実施します。また、専門部会については、必要に応じて新たに設置したり、議題に応じてその都度構成委員を変えるなど、臨機応変に解決策について検討し、全体会でも共有する仕組みをつくります。
- 自立支援協議会において、相談支援について、より効果的な手法を検討するとともに、研修等を実施し、相談支援従事者の資質の向上を図ります。
- 地域住民や障害のある人に対して、相談支援事業所と連携して地域の障害者施策等について周知を図ります。

〔発達障害のある人に対する支援〕

- 子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。また、発達障害について社会全体で障害を理解し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うため、自立支援協議会に設置している「子ども部会」において、総合的な支援ネットワークの構築に努めます。

〔障害のある子供に対する支援〕

- 市町の乳幼児健診、発達相談や保育所等の健診、保健所の二次健診による早期発見に努め、専門医療機関等と連携し総合的な支援を行います。また、ライフステージに応じた福祉、保健医療、療育、就学等の各種サービスを総合的に調整及び推進することを設置目的とした自立支援協議会の関係部会、福祉サービス事業所と連携をし、自立した社会生活、日常生活を支援します。



〔就労支援体制の充実・促進〕

- 障害のある人の就労や地域生活を支援するため、福祉、医療、教育、就労等の関係機関からなる自立支援協議会に設置している「就労部会」を中心に、就労支援に取り組みます。
- 就労部会では、障害のある人の経済的な自立のため、障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関が一体となって支援を行えるよう、情報の共有等により連携を強化し、一般就労支援や工賃向上等の課題に取り組みます。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

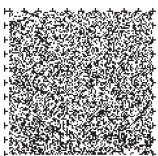
- 自立支援協議会に設置している「精神障害者部会」を中心に、研修会の開催、事例検討、社会資源の開発等についての検討を行い、相談支援事業所や関係機関が連携・協議し、精神障害のある人の地域生活支援体制の構築を図ります。
- 長期入院者の地域移行については、本人の意向を最大限に尊重し、関係機関と連携のうえ一層推進します。
- 退院した精神障害のある人が充実した地域生活を送れるよう、関係機関との連携により、就労継続支援等の日中活動サービスの利用を促進します。
- 精神障害のある人の日常生活や就労を支援するため、精神保健福祉士等の職員を配置した地域活動支援センターの設置を目指します。
- 地域住民の精神障害に対する理解を促進するため家族会、民生委員・児童委員や事業所等と連携し、研修会・講演会等を実施し啓発活動を行います。
- 精神障害のある人が適切な障害福祉サービスを利用できるよう、支援従事者に精神障害の特性や関わり方について研修の機会を提供します。
- 退院後の地域生活を支えるため、グループホーム等の居住の場の確保について関係機関と検討します。

〔地域における居住の場の確保〕

- グループホーム等の整備を図るため、空き公用地や転用可能な公営住宅等の情報を収集し、開設意向のある事業所に対し情報提供を行います。
- グループホーム等の必要性や障害のある人の地域生活についての理解を深めてもらうために、広報紙等を通じて啓発活動を行います。

〔社会参加の環境づくり〕

- 意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。
- 障害のある人が生きがいをもって人生が送れるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動等生涯学習の機会を充実するとともに、障害のある人の自主的な社会参画活動を支援します。
- 障害について住民の正しい理解を深めるために、「心のバリアフリー化」を推進し、障害者団体等と連携して啓発活動を行います。
- 地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会復帰を目指した支援を行います。



〈日高圏域〉

【構成市町村】	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
【面積】	579.01 km ²
【人口】	62,315人（平成29年4月1日現在）
【高齢化率】	31.8%（平成29年1月1日時点）

当圏域は、県中部に位置し、北と東方向は紀伊山地の山々に、また西から南西方向を紀伊水道に隔てられており、圏域の中央部を流れる日高川下流域に市街地が形成されています。圏域人口は、減少傾向にあり、高齢化も進行しており、山間部ほど高齢化、過疎化が進んでいます。公共交通網については、JR紀勢本線、紀州鉄道がありますが、山間部においてJR紀勢本線まで50km内外の距離があり、バス路線も便数が少なく、コミュニティバスが運行されていますが、公共交通網は充分とはいえない状況です。

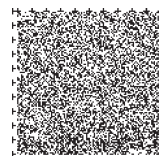
1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

- 障害福祉サービスのうち、訪問系サービスについては各地域に居宅介護や重度訪問介護の事業所が確保されており、山間部においても利用可能となっています。しかし、重度障害者の在宅生活を推進していくためには、重度訪問介護の需要は大きく、さらに充実を図る必要があります。
- 児童発達支援については、3か所（平成29年3月現在）の事業所が確保され、利用者のニーズに応じ定員の増加を図るなどの対応をしている状況です。
- グループホーム等の居住の場の整備状況については、徐々に充実してきていますが、今後、障害のある人の地域での自立した生活の促進のためには、さらなる整備が必要です。
- 障害のある人の日中活動の場の提供や相談支援等を実施するため、精神保健福祉士を配置した地域活動支援センターを設置し、圏域内市町が共同で委託しています。また、御坊市では地域活動支援センターへの委託により、機能訓練、社会適応訓練を実施しています。

〔相談支援〕

- 相談支援事業については、1市5町が共同で、平成20年度に開設した「御坊・日高障害者総合相談センター」において実施しており、同センターには、専門的職員を配置して相談支援の機能強化を図っています。また、平成23年度からは管内市町が広域的な障害のある人の相談体制として「24時間あんしんコールセンター」を設置し、主に電話相談を実施しています。障害のある人の相談体制の充実のため、今後とも継続して推進していきます。



- 圏域内の2事業者と行政機関を中心に、保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関で構成する自立支援協議会については、御坊・日高障害者総合相談センターを核として運営しています。協議会には専門部会として「権利擁護部会」、「就労部会」、「精神障害者地域支援部会」、「子ども部会」を設置しています。また、人材育成プロジェクト、防災プロジェクトを実施しています。

〔発達障害のある人、障害のある子供への支援〕

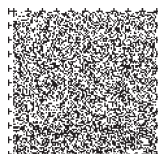
- 発達障害については、障害の早期発見、早期療育、教育、就労、地域生活などについて、一層の支援が求められています。ライフステージごとの関係機関や関係者の支援が途切れないように、平成23年度から発達支援ノート「すこやかファイル」を導入し、今後とも積極的な活用を推進していきます。
- 自立支援協議会に設置している「子ども部会」において、事例検討や研修会を開催したり、子どもの資源ファイルを作成するなど障害児支援体制の構築に向けて取り組んでいます。

〔就労支援〕

- 障害のある人の就労支援の状況としては、障害者就業・生活支援センターの活動により一定の成果が見られますが、障害のある人の新たな雇用の場の拡大のため、企業等への障害者雇用についての理解を深める必要があります。

〔その他〕

- 障害者週間に圏域の事業所から、障害のある人が作成した絵、書道、手芸等様々な作品を募集し、展示しています。
- 日高障害者虐待防止対策地域協議会を開催し、障害者虐待に係る情報共有及び研修を実施しています。また、障害のある人等に対する虐待防止のため、通報の窓口として、圏域の市町が委託して「24時間あんしんコールセンター」を設置しています。



2 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

（1）身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡・音声 言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
241	512	2,149	1,111	4,013
6.0%	12.8%	53.5%	27.7%	100.0%

（2）療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
119	137	166	196	618
19.2%	22.2%	26.9%	31.7%	100.0%

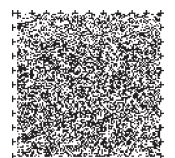
（3）精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
33	214	156	403
8.2%	53.1%	38.7%	100.0%

3 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	4,027	4,430	4,710	4,980
	人	155	167	175	183
生活介護	人日分	5,823	6,090	6,224	
	人	278	287	301	308
自立訓練（機能訓練）	人日分	8	80	80	80
	人	1	4	4	4
自立訓練（生活訓練）	人日分	43	127	138	149
	人	3	7	8	9
就労移行支援	人日分	129	286	294	314
	人	8	13	14	15
就労継続支援（A型）	人日分	1,102	1,133	1,161	
	人	35	55	58	60
就労継続支援（B型）	人日分	2,619	2,676	2,740	
	人	77	137	141	145
就労定着支援	人	7	7	7	
療養介護	人日分	399	403	418	437
	人	26	42	44	47
短期入所（福祉型）	人日分	9	36	36	36
	人	2	4	4	4

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人	9	10	12	
共同生活援助	人	137	148	153	159
計画相談支援	人	46	50	51	52
地域移行支援	人	5	8	9	12
地域定着支援	人	26	27	29	31
児童発達支援	人日分	446	525	546	585
	人	25	31	33	36
放課後等デイサービス	人日分	754	967	1,048	1,124
	人	50	58	62	67
保育所等訪問支援	人日分	2	12	12	13
	人	2	7	7	8
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	10	10	11	
	人	2	2	3	
障害児相談支援	人	13	10	10	10
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人	0	0	0	1



4 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

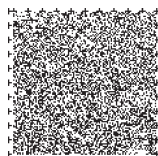
- 地域住民や障害のある人等に対して御坊・日高障害者総合相談センターについて周知を図り、身近に相談できる体制を整備します。
- 自立支援協議会を中心に、保健、福祉、医療、労働、教育等との連携により相談支援体制の強化を図ります。
- 平成23年度から、1市4町が広域的に実施している24時間あんしんコールセンターについては、障害のある人の相談体制の充実のため、今後とも継続して推進します。

〔発達障害のある人、障害のある子供への支援〕

- 自立支援協議会に設置している「子ども部会」において、保健、医療、福祉、教育等の関係機関による事例検討や研修会を開催し、地域における連携支援体制の構築を図ります。
- 発達障害を含む特別な支援の必要な子供に対し、保健、医療、福祉、教育、労働の関係機関が連携して、発達支援ノート等の支援情報を活用した個別の支援計画に基づき、乳幼児期から成人期にいたるまで、継続的に一貫した支援を行います。
- 保育所や幼稚園、学校等の連携により、発達障害の早期発見から早期療育へとつなげるとともに、障害のある子供の発達を促進するために、障害児通所支援の充実を図ります。
- 子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。
- 障害のある子供の発達を支援するために、家庭での療育について助言を行う等により家族に対する支援を行います。また、障害のある子供やその家族が交流できる機会をより多く提供し相談や情報交換を行うことで社会的・心理的に孤立しないよう支援します。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 自立支援協議会に設置している「就労部会」を中心に障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターと就労移行支援事業所とのネットワークを構築し、障害のある人の一般就労への支援体制の整備を推進します。
- 一般就労した障害のある人の職場への定着を図るため、障害者就業・生活支援センターの就労支援ワーカーや生活支援ワーカーによる支援を行うとともに、事業所に対しての雇用管理についての助言等を行います。



〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

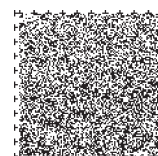
- 自立支援協議会に設置している「精神障害者地域支援部会」において、地域活動支援センターを中心に地域体制整備コーディネーターと協働し、精神障害のある人の地域生活に向けた支援策等について検討します。
- 精神障害のある人が地域で安心して生活できるようグループホーム等の充実に努めます。
- 精神科病院への入院を長期化させないために入院当初から地域との関わりがもてるよう、地域活動支援センターを中心とした体制を確立します。
- 精神障害のある人の身近な支援者である家族に対し、障害特性の理解や対応方法について、啓発を行います。
また、地域住民の理解を深めるため、交流の機会をつくとともに、ボランティアの育成を図ります。

〔地域における居住の場の確保〕

- グループホームのニーズを把握し、事業者に働きかけ設置を促進します。
- グループホームを開設するにあたり、地域の理解を深めるための啓発を行います。

〔社会参加の環境づくり〕

- 意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。
- 地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会復帰を目指した支援を行います。



〈西牟婁圏域〉

【構成市町村】	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、
【面積】	1580.00km ²
【人口】	125,671人（平成29年4月1日現在）
【高齢化率】	31.7%（平成29年1月1日現在）

県土の3分の1を占める広大な面積を有し、西の海岸部には市街地が形成されていますが、その大半は森林であり、中山間地域が広がっています。公共交通網は海岸部にJR紀勢本線がありますが、山間部は川沿いにバスが少ない便数で運行されているのみです。さらに、中山間地域を中心に集落機能の維持が困難な集落も多く、南部の町ほど高齢化も進んでいます。こうしたことから、圏域内の移動にも制約を受ける状況であり、地域によって利用できるサービスが制限されることもあります。

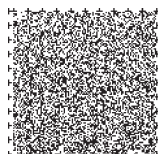
1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス〕

- 地域によっては、児童発達支援や就労移行・就労継続支援等の事業所が不足しているところもあり、立地に偏りがみられます。身近なところで必要なサービスが利用できるよう、サービス事業所の確保と圏域内でのバランスのとれた配置が求められています。また、通院等にかかる障害のある人や高齢者の移動手段、行動援護等の福祉サービスを提供していくことが必要です。
- 圏域内には9か所（平成29年4月現在）の入所施設が設置されていますが、圏域外からも多くの利用者が入所している状況です。今後、利用者の地域移行への支援や高齢化する利用者の支援について各関係機関と連携しながら取り組んでいくことが求められています。
- グループホームは、県内では最多の整備数ですが、今後、地域生活支援を促進するために、さらなる整備が必要です。また、障害のある人やその保護者の高齢化により在宅での生活が困難となった人の居住の場としても、生活圏域内での需要が増加していることから、その確保が求められています。
- 精神障害のある人に対するサービスとしては、居住の場としてのグループホームや、地域生活を継続するための就労移行支援等の事業所が不足しており、充実が求められています。

〔相談支援〕

- 相談支援事業としては、圏域内の市町が単独、あるいは共同で6事業者に相談支援事業を委託して実施しています。圏域内の事業者と行政機関を中心に、福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する自立支援協議会については、関係機関が情報を共有し、連携して障害のある人を一体的に支援できるようネットワークの構築に努めています。現在、「発達支援部会」、「就労支援部会」及び「地域移行支援部会」に分かれて活動しています。



〔発達障害のある人、障害のある子供に対する支援〕

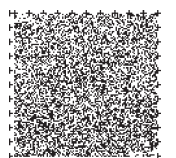
- 現在、各市町の相談窓口において、発達障害について相談できる体制が整備されています。また、臨床心理士による発達相談が実施されている市町もあり、今後、この支援体制の充実・発展が求められています。
- 圏域内には、13か所（平成29年4月現在）の障害児通所支援事業所が整備されており、それに加え児童発達支援センターも1か所設置されていますが、地域によってはサービスの提供体制に偏りが見られます。また、重症心身障害児や医療的ケア児の実態を把握し、サービスの提供に結び付けることが求められています。

〔就労支援〕

- 就労移行・就労継続支援の事業所数は県内では和歌山市に次ぐ整備数であり、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携して支援を行っていますが、障害者雇用について企業の理解を深め、障害のある人の雇用の場を拡大することが求められています。

〔その他〕

- 共生社会を実現するため、日常生活や社会生活における障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが求められています。
- 障害のある人の芸術文化活動の振興等を図ることにより、障害のある人の社会参加や障害について理解を深めることが求められています。



2 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

（1）身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡・音声 言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
526	1,206	5,028	2,558	9,318
5.6%	12.9%	54.0%	27.5%	100.0%

（2）療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
290	278	456	594	1,618
17.9%	17.2%	28.2%	36.7%	100.0%

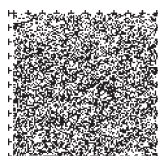
（3）精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
52	453	474	979
5.3%	46.3%	48.4%	100.0%

3 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	5,057	5,395	5,627	5,875
	人	310	326	338	352
生活介護	人日分	12,069	12,153	12,201	
	人	554	574	578	579
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	498	474	487	502
	人	24	23	24	25
就労移行支援	人日分	592	579	586	593
	人	30	30	31	31
就労継続支援（A型）	人日分	4,614	4,657	4,681	
	人	150	225	227	228
就労継続支援（B型）	人日分	9,853	10,184	10,514	
	人	523	566	585	605
就労定着支援	人	14	17	19	
療養介護	人日分	543	572	615	659
	人	30	34	37	40
短期入所（福祉型）	人日分	67	70	72	75
	人	9	9	9	10

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人	2	4	9	
共同生活援助	人	319	332	345	357
計画相談支援	人	162	150	154	159
地域移行支援	人	1	3	4	7
地域定着支援	人	0	2	3	5
児童発達支援	人日分	720	804	843	885
	人	45	49	51	53
放課後等デイサービス	人日分	2,807	2,974	3,167	3,386
	人	212	224	240	257
保育所等訪問支援	人日分	13	15	21	29
	人	10	12	15	18
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	21	33	45	
	人	4	7	10	
障害児相談支援	人	64	57	62	67
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人	1	1	1	



4 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、自立支援協議会の地域移行支援部会を軸に事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。また、圏域内における行動援護等の在宅サービスや移動支援等の充実に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

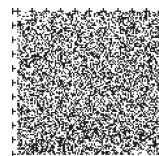
- 基幹相談支援センターを中心とし、きめ細かい相談支援ができるよう専門性を強化していきます。また、計画相談支援の利用者数の増加に向けて体制の充実強化を図ります。
- 自立支援協議会を中心として各関係機関の連携を深め、情報を共有することにより一体的な支援に取り組みます。
- 自立支援協議会では、全体会議、定例会議、事務局会議の各会議の効果的で効率的な運営に努めます。そのため、設置している「発達支援部会」、「就労支援部会」及び「地域移行支援部会」では、個別の課題について議論を深め、積極的に各会議に施策を提案し、課題解決に取り組みます。
- 地域生活支援事業の各事業の実施内容について、市町間で可能な限りの統一が図れるよう協議を行います。

〔発達障害のある人、障害のある子供に対する支援〕

- 圏域には障害児入所施設や児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所等が整備されていますが、関係機関との連携により、サービス提供体制の一層の充実に取り組みます。
- 保育所や幼稚園、学校、PTA等の連携により、発達障害の早期発見から早期療育へとつなげるとともに、子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。また、保健、福祉、医療、教育の連携を図る自立支援協議会において、現行の発達支援部会に加え、今後、就学前児童についての地域課題を検討する部会、成人期の支援を検討する部会を併設し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を進めます。
- 関係機関が情報を共有し、就学時や卒業時等の各ライフステージに対応した支援や専門家による巡回相談等が可能となるよう、圏域の相談支援体制の整備を進めます。
- 自立支援協議会の発達支援部会や各関係機関と連携し、本人及びその家族に対する支援ができるよう体制の強化を図ります。また、保護者がレスパイトできるように地域の資源の構築に向けた取組を進めます。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 自立支援協議会に設置している「就労支援部会」や障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関と連携して障害のある人の就労支援に取り組みます。



- 「就労支援部会」では、就労移行支援事業の促進、就労継続支援事業の充実、公共職業安定所（ハローワーク）と連携した、トライアル雇用やジョブコーチ等の活用、障害のある人の就労体験による就労促進、工賃倍増への取組等、個別の課題について議論を深め、課題解決に取り組みます。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

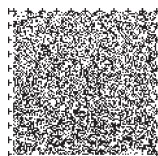
- 自立支援協議会において、三障害合同の「地域移行部会」を活用し、関係機関との連携を強化し、精神障害のある人の地域生活を支援する体制の充実強化を図ります。
- 地域体制整備コーディネーター、相談支援事業所、地域包括支援センター、医療機関、老人福祉施設等が協働し、長期入院していた高齢の精神障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、地域の受入体制の整備を進めます。
- 居住の場としてのグループホームや、地域生活を継続するための就労移行支援サービス等の確保に努めます。
- 社会福祉協議会等の福祉関係団体、自治会等の地域団体、民生委員・児童委員、公共職業安定所（ハローワーク）等地域関係機関と連携して啓発活動を行い、施設周辺の地域住民の理解を深め、精神障害のある人の社会参加を促進します。
- 精神障害のある人が適切な医療を受けることができるよう、紀南こころの医療センターにおける救急体制を含め、県全体及び西牟婁圏域における精神科医療提供体制整備、医療と福祉の連携体制を強化するための検討を進めます。

〔地域における居住の場の確保〕

- グループホームの整備を図るため、利用ニーズの把握に努め、運営主体となる事業所等に対し、空き物件情報等を提供します。

〔社会参加の環境づくり〕

- 意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。
- 地域における障害のある人に対する理解を促進し、障害のある人の社会参加を支援するため、スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障害のある人とない人の交流を引き続き実施します。
- 地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会復帰を目指した支援を行います。



〈東牟婁圏域〉

【構成市町村】	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
【面積】	922.45 km ²
【人口】	65,786人（平成29年4月1日現在）
【高齢化率】	39.0%（平成29年1月1日現在）

圏域面積は、県土の約5分の1と広大な面積を有していますが、その大半は山間部となっています。県境に位置しているため、生活圏域は他県にまで及んでいます。また、公共交通機関の整備は充分といえず、交通の便が悪い地域でもあります。圏域人口は減少傾向にあり、過疎化が進んでいます。高齢化率も県平均30.9%を大きく上回る状況です。

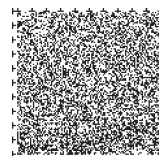
1 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

- 山間部では障害福祉サービスの事業所が少なく、市街地の通所サービス等を利用するにも、長距離の送迎等のサービスが必要であり、身近なところで必要なサービスを受けることができるよう、各地域でのサービスの確保や圏域内でのバランスのとれた配置が求められています。
- グループホームは、障害のある人の地域での自立のための受け皿として、需要がありますが、その数は十分ではなく、特に精神に障害のある人が利用可能なグループホームについては整備が遅れている状態です。また、在宅からの自立に向けた利用の需要も増加しており、その整備が求められています。
- 圏域内に重症心身障害児者のための短期入所を提供する事業所がなく、医療的支援の提供サービスについて不足しているため、充実を図っていく必要があります。
- 今後、障害のある人とその家族双方の高齢化により、さらに各種サービスの需要が増加すると予想されます。また、家庭環境の変化等により就学前・学齢期のサービスの需要が高まっており、今後も増加すると予想されます。
- 精神障害のある人に対するサービスとしては、居住の場の確保や、就労移行支援等の地域生活に定着するためのサービスも必要ですが、精神障害に対応した事業所が少ない状況です。

〔相談支援〕

- 相談支援体制としては、圏域の市町村が共同で2事業者に委託して実施しています。また、圏域内の事業者と行政機関で構成する自立支援協議会において、障害のある人を一体的に支援できるようネットワークの構築に努めています。現在、「就労部会」、「精神部会」、「相談支援部会」、「子ども部会」が活動しています。
今後、自立支援協議会の機能を充実させるため、ネットワークのさらなる拡大・強化が求められています。



〔発達障害のある人に対する支援〕

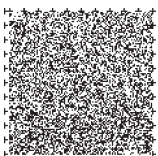
- 発達障害のある人への支援については、専門医、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等支援のための専門職の早急な人材の確保が求められています。

〔就労支援〕

- 林業、水産業、製紙業、製材業等の地場産業が衰退しているため、障害のある人が就労できる企業数が少ない状況です。また、就労先が見つかっていても交通手段が十分でないために、通勤困難となり就労を断念せざるを得ないケースもあり、雇用の場の開拓とともに送迎サービスの充実も求められています。
- 福祉的就労については、就労継続支援事業所での収益の柱となるものが少なく、工賃水準の向上のためにも収益が安定的に確保できる事業の形成が必要です。
就労意欲の向上を図るためには、日常生活の充実が必要であり、障害のある人の余暇の充実が求められています。

〔その他〕

- 各施設、団体における、小・中・高等学校の児童・生徒の体験学習やボランティアの活動を通して障害のある人と地域住民との交流が行われています。また、障害のある人自身が地域における清掃活動等の地域貢献活動に参加するなど積極的な社会参加が行われています。



2 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。上段：人、下段：構成比）

（1）身体障害者手帳

視覚障害	聴覚・平衡・音声 言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
381	695	3,111	1,623	5,810
6.5%	12.0%	53.5%	28.0%	100.0%

（2）療育手帳

A 1	A 2	B 1	B 2	合計
154	155	235	282	826
18.6%	18.8%	28.5%	34.1%	100.0%

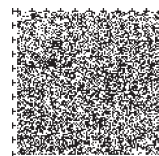
（3）精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
89	389	239	717
12.4%	54.3%	33.3%	100.0%

3 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	3,156	3,262	3,321	3,368
	人	230	241	252	261
生活介護	人日分	6,857	6,964	7,058	
	人	298	328	334	338
自立訓練(機能訓練)	人日分	34	40	40	40
	人	2	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分	172	181	181	181
	人	10	10	10	10
就労移行支援	人日分	70	151	202	252
	人	4	10	14	18
就労継続支援(A型)	人日分	402	555	555	
	人	13	23	32	32
就労継続支援(B型)	人日分	5,116	5,351	5,608	
	人	260	315	332	348
就労定着支援	人	4	4	5	
療養介護	人	21	22	22	23
短期入所(福祉型)	人日分	383	523	556	586
	人	34	43	48	51
短期入所(医療型)	人日分	12	14	13	13
	人	2	1	1	1

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人	2	3	5	
共同生活援助	人	153	160	166	172
計画相談支援	人	244	254	261	268
地域移行支援	人	1	5	6	8
地域定着支援	人	7	11	12	14
児童発達支援	人日分	747	945	995	1,028
	人	50	68	71	72
放課後等デイサービス	人日分	1,010	1,460	1,484	1,528
	人	68	100	101	103
保育所等訪問支援	人日分	0	6	6	6
	人	0	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	2	2	2	2
	人	1	1	1	1
障害児相談支援	人	40	46	49	51
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人	1	1	1	1



4 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスの充実に努めます。
また、個々の障害種別に応じたサービスが提供できるよう、事業所の専門職員の配置促進等により日中一時支援、移動支援等の充実に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

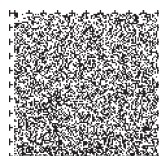
- 高齢化や過疎化、地域のつながりの希薄化により、障害のある人が孤立しないように、市町村、振興局、相談支援事業所、病院、民生委員・児童委員等による見守り体制を整備するとともに、把握された課題について必要な支援につなげることができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 自立支援協議会を、より活発な意見交換の場とするため、福祉、保健、医療、教育、就労等の各分野の障害のある人を支援する様々な関係機関から参加者を募り、連携を深め、一体的に支援できるようなネットワークを構築します。
- 自立支援協議会では、圏域の実態把握に努め、社会資源の開発・改善や支援提供体制の整備等圏域で取り組むべき課題を抽出し、その課題解決の検討の場とします。

〔発達障害のある人への支援〕

- 保育所や幼稚園、学校、PTA等の連携により、発達障害の早期発見から早期療育へとつなげるとともに、子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。
- 自立支援協議会に設置している「子ども部会」において、発達障害を含め障害児支援を充実させるため、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関の連携体制を構築し、乳幼児期から成人期にいたるまで、本人及びその家族に対する一貫した支援を行います。
- 保育士や学校の教員等の関係者及び地域住民に対し、発達障害に関する正しい知識、対応方法等の普及啓発を行います。

〔障害のある子供に対する支援〕

- 自立支援協議会「子ども部会」において、関係機関と情報共有しながら地域における支援体制の強化を図ります。
- 障害福祉サービス事業所や医療機関等と連携し、保護者がレスパイトできるような環境の整備を進めていきます。
- 児童発達支援センターを地域の中核的な療育の場としつつ医療的ニーズへの対応、通所支援、相談支援の充実に向けて体制整備を図ります。



- 児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援の利用希望者の増加、医療的ケアが必要な子供の通所の場の確保等、地域における支援体制の構築、質の向上に向けて一層の連携を図ります。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

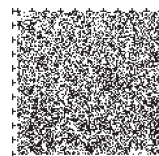
- 精神障害者地域移行支援部会が精神部会に名称変更され、精神保健及び精神障害者福祉を取り巻く全般的な問題解決に向けて取り組むこととなりました。
地域移行・定着支援の利用拡大を目指すとともに、地域の一員として安心できる生活を保障するため、圏域の実情を見据えながら精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

〔地域における居住の場の確保〕

- 障害のある人やその家族、また入所施設や医療機関等に対して、地域生活に必要なあらゆる情報提供に努めます。
- 入所施設や医療機関と連携して、グループホームの利用希望の把握に努めます。
- グループホームの整備を図るため、転用可能な公営施設情報等を収集し、運営主体となる事業所等に情報提供を行います。

〔社会参加の環境づくり〕

- 意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。
- 地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会復帰を目指した支援を行います。



第3項 県が実施する地域生活支援事業

県は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業や広域的な支援事業等を実施します。

(1) 専門性の高い相談支援事業

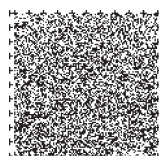
事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				2018年度	2019年度	2020年度
発達障害者支援センター運営事業	発達障害のある人やその家族等からの相談に応じ、適切な指導や助言を行います。	実施箇所	箇所	1	1	1
		利用者	人	950	980	1,010
		相談支援	件	3,500	3,600	3,700
		関係機関への助言	件	100	110	120
		研修・啓発	件	120	120	120
高次脳機能障害支援普及事業	子ども・女性・障害者相談センターを拠点機関として、相談支援や研修事業等を実施します。	実施箇所	箇所	1	1	1
		研修会	回	9	9	9
在宅リハビリテーション推進強化事業	在宅の障害のある人及びその家族に対し、専門職の支援チームによる巡回相談等の支援を実施します。	実施圏域	圏域	7	7	7
障害者就業・生活支援センター事業	家庭訪問や職場訪問等を行い、障害のある人への就業面と生活面の一体的な支援を実施します。	実施圏域	圏域	7	7	7
		利用者	人	2,106	2,422	2,785

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者養成研修事業	障害のある人のニーズに応じ適切に通訳を実施できるよう、研修を実施します。	養成講習修了見込者	人	25	25	40
		登録見込者	人	5	5	8
要約筆記者養成研修事業	障害のある人のニーズに応じるため、技能の取得等を図るための研修を実施します。	養成講習修了見込者	人	50	50	70
		登録見込者	人	20	20	30
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	通訳・介助員として必要な知識、技能の取得を図るための研修を実施します。	養成講習修了見込者	人	15	-	40
		登録見込者	人	15	-	40

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	市町村では派遣の対応ができない場合に、県が手話通訳者等を派遣します。	実利用見込件数	件	10	15	20
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろう者の外出やコミュニケーションの支援を行います。	実利用見込件数	件	400	450	500



(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				2018年度	2019年度	2020年度
市町村間の連絡調整事業	市町村間では派遣調整ができない場合などの連絡調整を支援し、広域的な派遣を円滑に実施します。	実施の有無		実施	実施	実施

(5) 広域的な支援事業

①都道府県相談支援体制整備事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				2018年度	2019年度	2020年度
アドバイザー配置による広域支援	どの地域でも同じレベルの相談支援を受けられる体制を整備するため、アドバイザーを配置します。	実施の有無		実施	実施	実施

②精神障害者地域生活支援広域調整等事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				2018年度	2019年度	2020年度
地域生活支援広域調整会議等事業	保健・医療等の関係者によるアウトリーチチームの支援内容や、事業全体の検証等を実施します。	アウトリーチ事業評価検討委員会（開催回数）	回	4	4	4
地域生活支援広域調整会議等事業	地域移行及び地域生活支援の分析等を行い、協議を実施します。	精神障害者地域移行・地域定着支援推進協議会（開催回数）	回	2	2	2
地域移行・地域生活支援事業	地域の相談支援専門員・保健所の職員等が官民協同でチームを作り、24時間体制で支援にあたる体制を整備します。	アウトリーチ事業（チーム設置見込み）	チーム	2	2	2
地域移行・地域生活支援事業	ピアサポーターの育成、派遣に必要な調整や事業所等からの相談等に対応します。	ピアサポート関連事業（ピアサポート従事者見込み）	人	5	5	5
災害派遣精神医療チーム体制整備事業	重大な災害、事故後のこころのケアに備えた対策として、災害派遣精神医療チームを整備します。	運営委員会開催見込み	回	2	2	2

③発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				2018年度	2019年度	2020年度
発達障害者地域協議会	発達障害のある人の支援体制の整備を図るため、関係機関や民間団体等を構成員とする協議会を設置します。	開催見込回数	回	2	2	2

